

施設基準について

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてウェブサイト上の掲載を行っております。

歯科医療従事者の賃金改善について

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(I)を算定しています。

これは、歯科医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- ・算定対象：初診時・再診時・訪問診療時
- ・対象職員：歯科医師を除く当院に勤務する全職員（歯科衛生士・歯科技工士・歯科助手・医療事務・事務職員 等）

※令和 8 年改定により 40 歳未満の勤務歯科医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、歯科医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

電子的診療情報連携・医療情報取得加算について

当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有している医療機関です。マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用並びに問診票等を通じて、患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

また、電子処方箋の発行および診療情報共有サービスを活用し、質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

* 公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

令和 8 年 6 月 1 日 原歯科医院